

告示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小島 茂

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 平方東京線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
越谷市大字増林字根通三五一九番一地从先から 同市大字増林字根通三五五番一地从先まで		区 間
九・四二〇 一四・八二〇	八・一〇〇 一〇・九〇〇	敷地の幅員 (メートル)
二四一・〇〇〇		延長 (メートル)
		備 考